

令和 2 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 1 月 定 例 会 議 事 録 )

令和3年1月12日(火) 14時00分～  
津山市役所 本庁舎2階 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹  | 2. 井家上 淑子 | 3. 池田 幸正  | 4. 堀江 政由  |
| 5. 仁木 紹祐  | 6. 尾島 宏明  | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治  |
| 9. 筒塩 清美  | 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大塚 毅  |
| 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 |
| 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 |           |           |

欠席委員(1名)

17. 竹内 隆一

事務局(8名)

吉田 局長	高橋 次長	都井 主事	今井 主事
三宅 主査	小椋 主任	濃野 主幹	門村 主事

## 議 事

- 議案第 70号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
  - 議案第 71号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
  - 議案第 72号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
  - 議案第 73号 非農地証明願承認について
  - 議案第 74号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
  - 議案第 75号 農用地利用集積計画の承認について
  - 議案第 76号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
  - 報告第 15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
  - 報告第 16号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長 定刻が参りましたので、令和3年1月の津山市農業委員会定例会を始めます。  
本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、17番竹内委員から欠席の連絡を頂いております。  
それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長 みなさま、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。平素は農地の適正管理と農業振興に尽力をいただき誠にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。  
それでは運営委員会報告をお願いします。

太田委員 先ほど開催されました第10回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくお祈りします。  
以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長森会長 はい、ありがとうございました。それでは、議事進行の前に議事録署名人を指定させていただきます。15番大山委員、16番植本委員、お願いします。  
それでは議案第70号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第70号の説明をいたします。今回、津山地区から9件、加茂地区から1件、勝北地区から3件、久米地区から3件、合計16件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。  
1-1についてですが、大阪府の75歳の男性から、神戸の32歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。  
続きまして、1-2についてですが、美咲町の57歳の女性から、下高倉東の80歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。  
続きまして、1-3についてですが、高野本郷の82歳の男性から、同じく高野本郷の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。  
続きまして、1-4についてですが、二宮の66歳の男性から、同じく二宮の32歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。  
続きまして、1-5についてですが、倉敷市の33歳の男性から、八出の68歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。  
続きまして、1-6についてですが、八出の64歳の女性から、同じく八出の67歳農業を志す女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。  
続きまして、1-7についてですが、倉敷市の62歳の男性から、福力の67歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。  
続きまして、1-8、1-9についてですが、兵庫県の80歳の女性及び広島県の74歳の女性から、真庭市の72歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。真庭市にて耕作を行っているとの申出を受けており、真庭市農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。真庭市農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。また、譲受人の住所は真庭市ですが、農業拠点野介代にあり、申請地までの通作距離は3.5キロと問題はありません。  
以上、津山地区の申請9件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。  
津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）	<p>続きまして、加茂地区の説明をいたします。</p> <p>2-1についてですが、加茂町公郷の65歳の男性から、同じく加茂町公郷の32歳、農業を営む男性への親子間の使用貸借権設定です。期間は備考欄のとおりです。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。この件につきましては、このあとご審議いただく7ページの議案第71号2-1と関連する議案となります。</p> <p>加茂地区からの説明は以上です。</p>
事務局（勝北）	<p>続きまして、勝北地区の説明をいたします。</p> <p>4-1についてですが、新野東の81歳の男性から、同じく新野東の83歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、4-2についてですが、新野東の69歳の男性から、西中の48歳社員の男性への増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、4-3についてですが、西中の84歳の女性から、同じく西中の25歳団体職員の男性への贈与による所有権移転です。</p> <p>以上、勝北地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>勝北地区の説明は以上です。</p>
事務局（久米）	<p>続きまして、久米地区の説明をいたします。</p> <p>5-1についてですが、桑下の67歳の男性から、神戸の43歳社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。</p> <p>続きまして、5-2についてですが、岡山市の64歳の男性から、桑下の69歳社員の男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、5-3についてですが、岡山市の89歳の女性から、桑上の41歳酪農業を営む男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>以上、久米地区の申請3件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。</p> <p>議案第70号の説明は以上です。</p>
長 森 会 長	<p>はい、ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。</p>
大 山 委 員	<p>1区大山です。1-1について、事務局の言った通り許可条件をすべて満たしているので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
高 山 委 員	<p>14番高山です。1-2について、現地を1月5日に確認に行きました。農地はすでに耕されておりまして、区画の周りも整理されています。耕作できる状態になっています。当初この土地は荒れていると聞いていたので、受人が整備したことを確認できました。受人の農地は高倉に広範囲ありますが、全て確認したところ、適正に耕作管理されていました。</p>
小 島 委 員	<p>7番小島です。1-3の受人は一生懸命農業されています。どうぞよろしくをお願いします。</p>
池 田 委 員	<p>池田です。1-4について問題ありませんのでよろしくをお願いします。</p>
坂 本 委 員	<p>8番坂本です。1-5については、事務局の説明通り問題ないと思います。</p> <p>1-6については、受人が新規就農者ということで昨年12月24日に面談を行いました。問題なしと判断しております。</p>
井 家 上 委 員	<p>2番井家上です。1-7についてです。昨年末、本山推進委員から現地確認をして全筆問題がないという報告を聞いています。よろしくをお願いします。</p>
長 森 会 長	<p>1-8、1-9、受人が同一ということで併せて説明します。12月に相談を受けましたが、受人は非常に精農家で問題ありません。よろしくをお願いします。</p>
寺 元 委 員	<p>10番寺元です。2-1ですが、事務局の説明通り問題ないです。</p>

尾 島 委 員	<p>6番尾島です。4-1、譲渡人が終活をしており、受人に見てほしいということです。受人についても問題ありません。よろしくお願ひします。</p> <p>4-2、受人が実家の裏に畑を作りたいということで譲り受けます。何も問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>4-3、親族間の贈与です。何の問題もありません。よろしくお願ひします。</p>
太 田 委 員	<p>18番太田です。5-1、親子ということで問題ありません。</p> <p>5-2については以前から相談がありました。推進委員と現地に行きました。問題ありません。</p> <p>5-3、若い人が酪農に励むということです。問題ありません。</p>
長 森 会 長	<p>ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。</p>
* 長 森 会 長	<p>ありません。</p> <p>ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。</p>
* 長 森 会 長	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>はい。賛成多数ということで、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして、事務局、議案第71号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明をお願いします。</p>
事 務 局 ( 津 山 )	<p>それでは、議案第71号の説明をいたします。今回、津山地区から4件、加茂地区から1件、合計5件の申請です。議案書のページは6ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>1-1番・小原の畑、1,282㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、植林です。転用事業者は、小原にお住まいの79歳農業の男性です。長年耕作を続けてきましたが、高齢となり管理が難しくなり、耕作に不向きな申請地にヒノキを植林するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、造成などは行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、苗木の注文申込証明書の添付を受けております。立地を考え、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-2番・神戸の畑、287㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天資材置場で、施設の概要は、露天資材置場です。転用事業者は、神戸にお住いの45歳会社社員の男性です。転用事業者は建設会社を営んでおりますが、業務車両の増加に伴い、既存の資材置場を露天駐車場にせざるを得ない状況にあり、手狭となっていることから、所有する申請地を露天資材置場として整備し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、高低差はなく、南側は安定勾配による法面を設け、雨水排水については、自然浸透と合わせ、溝及び畝により隣地へ流入を防ぐなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、1-3番・神戸の田、361㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸車庫兼倉庫で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高3.1m程度の車庫兼倉庫1棟です。この件につきましては、議案第72号1-9番と一体的な事業計画となっています。転用事業者は、東一宮にお住いの33歳自営業の男性です。転用事業者はトレーニング会社を営んでおりますが、会社車両やトレーニング機器の増加に伴い、保管場所を確保せざるを得ない状況にあり、手狭となっていることから、所有する申請地に貸車庫兼倉庫を整備し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境</p>

界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け、集水桝から既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・平福の畑、461㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場で、施設の概要は、露天駐車場です。転用事業者は、中島にお住いの71歳司法書士の男性です。転用事業者は隣接地で露天駐車場を経営しておりますがこの地域の宅地開発化が進み、駐車場需要が高まっていることから、所有する申請地を露天駐車場として整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、西側・南側は擁壁があり、北側・東側は高低差がなく、雨水排水については、既存水路に流入させる、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中島・平福区画整理維持管理組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区分の説明をいたします。

2-1番・加茂町小淵の田、1,137㎡の内0.21㎡の件についてです。この件につきましては、議案第70号2-1番と関連する議案となっています。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地です。転用目的は、営農型太陽光施設設置のための支柱部分についての一時的転用で、期間は令和3年2月1日から令和6年1月31日までです。転用事業者は、加茂町公郷にお住いの65歳、市議会議員の男性です。転用にあたり、境界部分については、形状の変更は行わず、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新井水路水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。また、下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書、必要な知見を有する者の意見書の添付を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要であると認められるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第71条の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。続きまして、地区担当委員から、ご意見をお願いします。

大 山 委 員

1区大山です。1-1について、何十年前かには栗を植えていました。栗をやめて畑をしていたのですが、歳を取ってしまい高い場所にある畑に行けなくなったそうです。周囲が植林されていることもあって日陰になるので植林することに決めたとのことです。問題ないと思います。

池 田 委 員

3番池田です。1-2、1-3、1-4、事務局が説明した通り問題ないと、推進委員から聞いています。

寺 元 委 員

2-1、現場が加茂の発電所の川の向こうで因美線と加茂川に挟まれた土地です。周りはほとんど耕作放棄地で事務局の言う通り問題ありません。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

\*

ありません。

長 森 会 長

はい、ないようでしたの採決を取りたいと思います。本案について賛同の方、挙手をお願いします。

\*

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

はい、挙手多数という事で原案通り承認いたしました。

続きまして議案第72号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。

それでは、議案第72号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転8件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定2件、久米地区から使用貸借権設定1件の計13件の申請です。議案書のページは、8ページから11ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・北園町の田、456㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、上之町に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は不動産賃貸業です。転用事業者が経営するマンションの駐車場が不足しており、その不足分と管理業務車両の駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既設擁壁があり、雨水排水については、溜桝を設け既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・小原の畑、237㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地1区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、志戸部に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、東側に既存石積みがあり、雨水排水については、既存排水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。金糞池水利組合から差し支えない旨の意見書を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・沼の田、656㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は店舗です。転用事業者は岡山市に本店を置く資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業は医薬品販売業です。現在、隣接地で営業している店舗の老朽化に伴い、移転新築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水排水については、既存水路へ流入させ、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・沼の田、637㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は東一宮に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は医薬品販売業です。現在、隣接地で薬局を営んでいます。来客数が増え、また、3年前からエステティックサロン事業を立ち上げ、顧客が増えてきていることから、駐車場が不足しており、申請地を借り受け駐車場に転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水排水については、隣接地駐車場の既設側溝に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・三浦の田、642㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は妙原に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は建設業です。申請地の隣接地を転用事業者の役員から借り受け資材置場として利用していますが、業務が拡大し手狭となっていることから、申請地を譲り受け、露天資材置場に整備するため転用するものです。転用にあたり、

境界部分については、コンクリートブロック擁壁を設け、雨水排水については、自然浸透及び既設水路で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。三浦町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・高野本郷の田、675㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場で、施設の概要は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は阿波にお住いの55歳自営業の男性です。転用事業者は岡山県北部を中心に林業を主な事業として、申請地近くの土地を借り受け、事業を行っている個人事業主ですが、賃貸人より土地の返却を求められたため、親類が所有する借り受けていた土地の道向かいの申請地を借り受け、露天資材置場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の畦があり、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・神戸の田、667㎡、所有権移転の件についてです。

農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断する農地と、都市計画用途地域内であり、第3種と判断する農地で構成された農地と判断しています。転用目的は、露天資材置場で、施設の概要は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は岡山市にお住いの63歳会社社員の男性です。隣接地で転用事業者が経営する会社が事業を行っておりますが、需要増により資材置場の確保が必要になったことから、申請地を譲り受け、会社に露天資材置場及び露天駐車場として貸し出すため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、境界から50cm程度控えた場所から法面を形成し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・神戸の畑、62㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で、施設の概要は、露天駐車場です。転用事業者は神戸にお住いの55歳会社員の男性です。転用事業者の子どもの住宅を申請地の隣接地である宅地の駐車場部分に建設することになり、露天駐車場を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート製品による土留壁を設け、雨水排水については、排水路及び集水桝を設け既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・神戸の畑、62㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、議案第71号1-3番と関連し、一体的な事業計画となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、東一宮にお住いの33歳自営業の男性です。関連地に貸車庫兼倉庫を整備するにあたり、申請地を譲り受け、進入路を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け、集水桝から既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・八出の田、2,784㎡、所有権移転の件についてです。



農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は八出に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は家具製造業です。申請地の隣接地に工場を建築していますが、工場内に資材置場を確保できず、資材置場を確保するため、申請地に露天資材置場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側・西側・南側には法面を設け、雨水排水については、自然浸透及び勾配を設け東側既設排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・国分寺の田、425㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.4m程度の居宅1棟で、建ぺい率は25%です。転用事業者は国分寺にお住いの57歳保育士の女性です。現在、母親の兄弟が所有する居宅にて生活していますが、将来のため、母が所有する申請地を借り受け、母と同居する居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側にコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-12番・東一宮の田、552㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は神戸に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁があるため、南側のみ新設擁壁を設け、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・桑下の田、486㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6m程度の居宅1棟、倉庫1棟及びカーポート1棟で建ぺい率は28%です。転用事業者は、一方にお住いの35歳会社員の男性です。現在、津山市内で生活していますが、両親の高齢化に伴い、農業を引き継ぐため、実家近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には擁壁を設置し、雨水排水については、排水路および集水桝を設置し、既存水路に接続し、生活雑排水については公共下水道へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。桑下町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えられます。

議案第72号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。続きまして、地元委員から、ご意見をお願いします。

大 山 委 員

1区大山です。1-1は北園町ですが、住宅地の中心部で周りに住宅、マンションが建ち並ぶ場所です。駐車場が非常に少ないということで田を駐車場に言うことです。

			1-2、小原の件ですが所有者が高齢で病気になり療養中で農業をするのが難しい。また、周りが住宅地なのでこの機会に売却したいということです。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
			1-3と1-4について、どちらも同じ地区です。店舗と駐車場にするということです。よろしくをお願いします。
高	山	委 員	14番高山です。1-5、場所は三浦ですがJR因美線の近くの土地で隣に既に資材倉庫がありました。申請地は事前着工もされておらず、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
小	島	委 員	7番小島です。1-6ですが問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
池	田	委 員	3番池田です。1-7、事務局の説明通り、問題ありません。
			1-8、1-9についても問題ないと聞いております。
坂	本	委 員	8番坂本です。1-10については露天資材置き場ということで問題ありません。
			1-11についても一般住宅ということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。
仁	木	委 員	5番仁木です。1-12、現地は東一宮の小学校の南で第3種であります。周りは宅地に囲まれており、周囲より低い農地ということで問題ないと思います。
太	田	委 員	18番太田です。5-1について、戸脇の近くで国道429号線から少し入ったところ。親元の近くで農業をするということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。
長	森	会 長	はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。
		*	ありません。
長	森	会 長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
		*	《 多数、挙手 》
長	森	会 長	はい、賛成多数という事で原案通り承認されました。
			続いて議案第73号非農地証明願承認について上程します。筆頭者、説明をお願いします。
大	山	委 員	1区大山です。1-1、1-2について説明します。1-1、野介代の土地で、日が当たらず、作物が育たないので非農地、あるいは耕作放棄地になっています。
			1-2、上之町の土地ですが、これも道路が無く現地に辿り着けません。仕方ないと思います。
小	島	委 員	7番小島です。1-3は高野山西ですが境を間違えて宅地にしてしまったということです。よろしくをお願いします。
			1-4ですが、平成2年頃、農機具を保管するために長屋を建てたということです。よろしくをお願いします。
坂	本	委 員	8番坂本です。1-5、この土地は住宅の進入路ですが改めて調べたところ農地だったということで申請されています。問題ないと思います。お願いします。
長	森	会 長	1-6、下田邑の件ですが、農業用倉庫が建っています。仕方ないと思います。よろしくをお願いします。
仁	木	委 員	5番仁木です。1-7ですが、2ヶ所、稲作経営とライスセンターの運営をされていまして、1ヶ所は、ライスセンターから排出される粃置場としてのハウスが建てて居る場所。もう1ヶ所は、農業用の資材置き場です。非農地申請をするのでよろしくをお願いします。
長	森	会 長	1-8、下横野ですが、ここはお寺の境内で墓地になっているので致し方ないと思います。よろしくをお願いします。
山	下	委 員	19番山下です。2-1ですが、利用状況欄の通り、町内会のグラウンドや携帯電話の中継基地になっています。仕方ないと思います。
寺	元	委 員	10番寺元です。2-2、住宅地の中心にあり日当たりが悪いということで、利

				用状況が宅地ということで仕方ないと思います。お願いします。
山	下	委	員	3-1、墓地の前で墓地の管理用地のように使われています。お願いします。
尾	島	委	員	6番尾島です。4-1ですが場所は勝北支所の信号を挟んだ向かい側で、昭和40年頃国道を広げたときに家を農地に建て替えてしまったということです。
				4-2について、昭和25年頃に以前住んでいた所から進入路を付け替えたということです。
				4-3ですけれども、昭和55年頃に家を建てたとき、農地法を知らなかったとのことです。以上よろしくお願いします。
堀	江	委	員	4番堀江です。4-4、4-5ですが住宅への進入路ということです。よろしくお願いします。
岡	田	委	員	11番岡田です。4-6、空家になっていて本人は知らなかった。駐車場として使われていたとのことです。
植	本	委	員	16番植本です。5-1については利用状況の通り、昭和62年頃に、車庫、進入路、庭を造ったりとしていました。仕方ないと思います。
長	森	会	長	はい、ありがとうございました。説明は以上になりますが、何かご意見ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。
				続きまして、議案第74号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。それでは、筆頭者の説明をお願いします。
大	山	委	員	1区大山です。1-1については、先ほどの野介代ですが日陰になっているので物が作れない。物が作れないので駐車場になっている。農地に戻すことは到底出来ないと思いますのでよろしくお願いします。
				1-2についてですが、山林原野で到底足の踏み入れることが出来ない場所になっています。
				1-3につきましては、勝部の件ですが、実際には足を踏み入れることが出来ず航空写真で確認しました。農地には不適だと判断しました。よろしくお願いします。
小	島	委	員	7番小島です。1-4ですが押入の加茂川に架かっている橋の東側にある山の際にある田ですが山林化しています。よろしくお願いします。
池	田	委	員	3番池田です。地目は畑ですが、竹藪になってしまっています。
坂	本	委	員	8番坂本です。1-6、1-7ですが、どちらも現地は足を踏み入れられるような場所ではないので今回申請を出されております。よろしくお願いします。
仁	木	委	員	5番仁木です。1-8、申請地は農振地域になっていますが山際で車も機械も入りません。現地は柿の木が生えていますが、そこから竹も生えてきて農地として維持するのは無理と感じました。よろしくお願いします。
長	森	会	長	1番長森です。1-9大篠ですが用水路、路地に竹が生えていてどうしようもないと思います。お願いします。
山	下	委	員	19番山下です。ここは写真を見てもらって分かる通りどうしようもないと思います。
長	森	会	長	ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが何かご意見ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようでしたら、採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
				続きまして、議案第75号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明

事務局 をお願いします。

事務局 議案第75号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。  
議案書のページは、20ページから25ページです。20ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区26件、加茂地区1件、勝北地区8件、久米地区4件の合計39件です。  
以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
議案第75号の説明は以上です。

長森会長 はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございますか。

\* 長森会長 ありません。

\* 長森会長 ないようですので本案について賛成の方は挙手をお願いします。

長森会長 ≪ 多数、挙手 ≫

長森会長 賛成多数ということで、議案通り承認されました。

事務局 続きまして、議案第76号農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の取得)についてを上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第76号農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理権の取得)、を説明いたします。  
議案書のページは、26ページから27ページです。26ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区5件、勝北地区3件、久米地区1件の合計9件です。  
以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
議案第76号の説明は以上です。

長森会長 はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございますか。

\* 長森会長 ありません。

\* 長森会長 ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手をお願いします。

長森会長 ≪ 多数、挙手 ≫

長森会長 賛成多数ということで、議案通り承認されました。

事務局 続きまして、報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第15号について説明します。議案書のページは28ページから29ページです。  
今回は、相続によるものが6件15筆となっております。  
また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。  
その他詳細は議案書のとおりです。報告第15号の説明は以上です。

長森会長 はい、ありがとうございました。続きまして報告第16号農地改良届出の受理についてお願いします。

事務局 議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。  
また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。誤植箇所ですが、報告第16号農地転用届出書の受理についての番号1-1番につきまして、面積の記載に誤りがありました。面積欄に、「1,089㎡の内160㎡」と記載しておりますが、正しくは「1,089㎡の内190㎡」となりますので、「1,089㎡の内190㎡」と訂正していただきますようお願いいたします。以上、お手数ではございますが、よろしく願いいたします。  
それでは、報告第16号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、30ページです。今回は、1件です。1-1につきましては、勝部の田、1,089㎡の

長 森 会 長  * 長 森 会 長 事 務 局	うち190㎡に農作業場及び農業用倉庫を設けていたというものです。 報告第16号の説明は以上です。 ありがとうございました。それでは続きまして、その他に移ります。議事はここで終わりましたが委員の皆さまから特段、何かございますか。 ありません。 ないようですので事務局から次回開催について説明します。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、2月の定例委員会ですが、令和3年2月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、2月の定例委員会ですが、令和3年2月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。事務局からの連絡は、以上でございます。 長 森 会 長 ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。
--------------------------------------	---

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---